

国東市ケーブルテレビ施設指定管理者募集要項

令和8年10月

国 東 市

国東市ケーブルテレビ施設指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

国東市ケーブルテレビ施設の管理運営に関して、民間事業者の有するノウハウを活用することにより、サービスの向上と適正かつ効率的な施設の管理運営を図ることを目的とする。

2 対象施設について

(1) 施設の名称

国東市ケーブルテレビ施設

(2) 施設の所在地

別表のとおり

(3) 施設の設置目的

各種情報の総合的かつ計画的な提供を図り、住民相互の連携、地域の活性化、高度情報化社会に対応した豊かな国東市を建設することを目的に、国東市ケーブルテレビ施設を設置するものとする。

(4) 施設の概要

①詳細 別表のとおり

②国東市ケーブルテレビ施設の概要

ア 施設の沿革

有線テレビジョン放送施設許可

- ・平成17年9月14日 第H440018（安岐町ケーブルテレビセンター）安岐町全域
- ・平成20年3月21日 第H440019（国東市ケーブルテレビセンター）国東町・武蔵町・国見町全域

一般放送の業務に係る登録通知

- ・平成23年6月30日 第KS0035号（国東市）市内全域

イ 業務区域と規模

- ・業務区域 国東市内全域
- ・施設の規模 引き込み端子の数 10,548口

ウ 他の事業者が施設を使用して行っているサービス

市内全域へのインターネット接続業務はJCOMマーケティング㈱大分支社が実施。

エ 事業実績等

国東市ケーブルテレビ施設の管理運営に係る経費については、別紙令和4年度～令和7年度収支状況を参照すること。

3 指定管理者が行う管理の基準

管理及び運営にあたっての基本的事項は次のとおりとする。なお、詳細については「国東市ケーブルテレビ施設指定管理仕様書」を参照すること。

- (1) 営業日、利用時間等は、仕様書のとおりとする。
- (2) 市民（加入者）に対して適切なサービスを行うこと。

(3) ケーブルテレビ施設の維持管理を安全かつ適正に行うこと。

施設の維持管理については、管理者を駐在させ施設、設備、物品の維持管理を適切に行うこと。また、指定管理者において緊急事態を想定した危機管理体制の整備や安全管理マニュアルを策定し、随時、従業員に対する研修や緊急事態等の対応についての訓練等により、事故防止や安全管理の徹底を図ること。

(4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取扱うこと。

(5) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。

①国東市ケーブルテレビ施設条例

②国東市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（「以下指定手続条例」という。）

③国東市情報公開条例

なお、指定管理者が施設の管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規定を定めるなどにより、適正な情報公開を行うこと。

④個人情報の保護に関する法律

なお、指定管理者が施設の管理業務を通じて取得した個人情報の取扱いに関しては、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理を行うほか、個人情報を保護するために必要な措置を講じること。（具体的には別途協定で定める。）

また、個人情報の開示については、別途指定管理者において規程を定めるなど適正な取扱いに努めること。

⑤地方自治法（第244条、第244条の2）及び同法施行令

⑥「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日 総行経第38号）

⑦その他関連する法令

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が、施設の管理業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書については、国東市文書管理規定等に準じて、別途指定管理者において文書管理規定等を定め、適正な管理・保存を行うこと。

(7) 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度3月末までに、次年度の事業計画及び収支計画について、市と調整を図ったうえで、作成・提出すること。

(8) 事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業実施報告書を作成し、年度末から30日以内に提出すること。

(9) その他

管理基準の細目については、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとする。

4 指定管理者が行う業務等の範囲

(1) 業務の範囲

①国東市ケーブルテレビの加入申し込みの承認、設備の設置、変更に関する業務

②国東市ケーブルテレビの加入及び利用に係る料金（使用料、加入金、引込工事料）の徴収

に関する業務

- ③国東市ケーブルテレビの運営及び仕様書に規定する施設・設備及び備品等の維持管理に関する業務
- ④「行政放送番組」「自主放送番組」の制作及び放送に関する業務
(映像放送、文字放送、データ放送、視聴者投稿掲示板)
- ⑤放送局(放送法(昭和25年法律第132号)に定める放送局をいう。)のテレビジョン放送及びFM放送の再送信
- ⑥上記に掲げるもののほか市長が必要と認める業務
いずれも、施設に管理者を駐在させ業務を適切に行うこと。

(2) 自主事業

- ①指定管理者は、ケーブルテレビ施設の設置目的に合致し、かつ、管理業務を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業が実施できるものとする。
- ②指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ市の承認を受けなければならない。

(3) 留意事項

- ①指定管理者が実施することとなる管理業務の詳細及びその基準については、別添「国東市ケーブルテレビ施設指定管理仕様書」を参照すること。
- ②管理業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部について、市の承認を得た上で、専門の事業者へ委託することは可能とする。
- ③事業の評価結果等により指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善の勧告、指示等を行い、なお改善が見られない場合は、指定を取り消すことがある。
- ④仕様書に規定する施設・設備及び備品等について指定管理者の故意・過失、協定等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が購入し又は修繕等を行うものとする。

5 指定管理の期間

指定期間は令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間を予定。

この指定の期間は、市議会の議決により確定する。

なお、指定期間内であっても、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがある。

6 使用料等の収入

国東市ケーブルテレビ施設の加入者が納付する使用料、引込工事料等は指定管理者の収入とし、使用料及び引込工事料の額は、国東市ケーブルテレビ施設条例及び規則に定める額とする。

なお、新たに始めるサービスの提供に係る使用料金はその都度、国東市長の承認を得て、指定管理者が別途定めることとする。

(備考)・使用料は月額770円(年一括払い8,316円)

・加入金 42,000円

・引込工事料 33,000円

7 指定管理業者の業務に係る経費及び市への納入金

指定管理者が業務を実施するために必要な経費には加入者が負担する使用料、加入金等を充てる。なお、年間収支の50%を国東市への納入金とする。

また、条例に定められた使用料金等が変更になった場合は、具体的な内容と金額、支払い方法等は協議の上、協定で定めることとする。

ただし、平成29年度4月に基本使用料金の引き上げにより得られた収入はすべて国東市への納入金とする。

なお、その額は令和9年3月末日時点での加入者数を基準とし、これに12を乗じた数より年間の加入者が減少した場合は、「月毎の加入者数の合計に使用料金の増額分を乗じた額」とし、増加した場合は、「令和9年3月末日時点での加入者数に12を乗じたものに、基本使用料金の増額分を乗じた金額」とする。

使用料には、「国東市ケーブルテレビ卸電気通信役務に関する契約書」及びその変更契約書にある施設利用料を含むこととする。

市から指定管理者への指定管理料の支払いはないものとする。

8 応募資格等

(1) 応募者の資格

応募者の資格は、次の要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」とする。）であること。

- ①地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- ②県内に営業所、事業所等を有する、又は置こうとする法人等であること。
- ③国東市から指名停止措置を受けていない法人等であること。
- ④市発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
 - ・契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約の履行が不誠実であること。
 - ・一括下請、下請代金支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。
- ⑤以下の暴力団関係者排除対象者に該当しないこと。

指定管理者の指定を受けようとする団体若しくはその代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ）又は指定を受けた団体若しくはその代表者が、次の事項のいずれかに該当すると認められる場合。

ア 暴力団関係者である場合

イ 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合

ウ 暴力団関係者を使用した場合

エ 暴力団関係者と密接な交際等を有している場合

- ⑥会社更生法、民事再生訴訟法等に基づく更正又は再生手続きを行っていない者であること。
また、銀行取引停止、主要取引先から取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと。
- ⑦賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が市長に対してあり、当該状態が継続してある場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

⑧市税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

(2) 応募の形態について

応募者の形態は、以下に示す形態のいずれかとする。

・単独団体…1つの企業・団体（株式会社、任意団体等、組織の形態は問わない。）

・SPC…主として本施設の管理を目的として設立する特別目的会社

応募時に設立していなくても応募できるものとするが、その場合、その現実性を証明する資料を提出すること。

また、国東市議会の指定の議決までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領書を提出すること。

*共同形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記するものとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員すべてを協定当事者とする。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行うが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うものとする。

9 指定管理の公募の手続き

(1) 公募スケジュール

具体的な公募スケジュールは下記のとおりとする。ただし、問い合わせ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、開庁日の午前8時30分から12時15分まで、午後1時から午後5時まで（以下「開庁時間」という。）とする。

【スケジュール】

・令和8年10月 9日（金）	募集要項等の公表
・令和8年10月 9日（金）	募集要項等の配布開始
・令和8年10月 9日（金）～ 令和8年10月16日（金） 午後5時まで	参加申込書に係る質問書の受付期間
・令和8年10月15日（木）	募集要項等に関する説明会
・令和8年10月20日（火）	参加申込書に係る質問の回答期限
・令和8年10月23日（金） 午後5時まで	参加申込書(指定申請書)提出期限
・令和8年10月26日（月）	参加資格審査及び結果通知
・令和8年10月26日（月）～ 令和8年10月30日（金） 午後5時まで	事業計画書等に係る質問書の受付期間
・令和8年11月 4日（水）	事業計画書等に係る質問の回答期限
・令和8年11月 6日（金） 正午まで	事業計画書等提出期限
・令和8年11月13日（金）※予定	プレゼンテーション及びヒアリング審査
・選定委員会の翌日以降	審査結果通知

(2) 募集要項等の配布及び事務局について

① 配布期間：令和8年10月9日（金）～令和8年10月23日（金）

② 配布場所：国東市ホームページよりダウンロード若しくは、事務局で配布

③ 事務局：〒873-0503 国東市国東町鶴川149番地

国東市役所 政策企画課広報・DX推進係

TEL：0978-72-5008 FAX：0978-72-5022

E-mail：catv@city.kunisaki.lg.jp

(3) 募集要項等に関する説明会（希望事業者のみ）

募集要項等に関する説明会を下記により行うものとする。本説明会では募集要項等の配布を行うとともに、本施設に関する図面等を閲覧することができる。

なお、図面等については、本説明会終了後、事業計画書の提出期日までの間、問い合わせにおいて閲覧することができる。閲覧は開庁時間内とする。

① 日 時：令和8年10月15日（木）午前10時00分～正午

② 場 所：国東市国東町鶴川149番地 国東市役所3階
国東市ケーブルテレビセンター

③ 参加人数：各団体2名以内

④ 参加申込：参加希望の事業者は「国東市ケーブルテレビ施設指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（募集要項様式第4号）」に必要事項を記入のうえ、10月14日（水）午後5時までに FAX 又は E-mail にて申込むこと。

(4) 参加申込及び手続き

ア 参加申込書（指定申請書）の提出

参加（申請）を希望する事業者は、申込に係る書類を揃えて、提出期限までに事務局へ持参または郵送により提出すること。

① 提出期限：令和8年10月23日（金）午後5時まで

② 提出書類：下記のとおり

(i) 公の施設の指定管理者指定申請書（指定手続条例施行規則様式第1号）

(ii) 定款、規約又はこれに類する書類

(iii) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

(iv) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における収支決算書その他の財務状況を明らかにする書類及び事業報告書

(v) 申請の日に属する事業年度の収支予算書及び事業計画書

(vi) 労働者災害補償保険加入を証明する書類（従業員を雇用していない事業者を除く。）

(vii) 納税証明書（市税、法人税、消費税及び地方消費税）

ただし、市税が課税されていない者で市外及び県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあっては、主たる事務所又は事業所所在地の都道府県民税等について未納がないことについての証明書

(viii) 誓約書（募集要項様式第1号）

(ix) 申立書（募集要項様式第2号）※提出書類に該当がない場合のみ

③ 提出部数：上記提出書類（i）～（ix）を一式として正本1部に代表印を押印し、副本1部（複写可能）の計2部を提出すること。

イ 参加申込（指定申請書）に関する質問書の受付

参加申込（指定申請書）に関する質問がある場合は、「国東市ケーブルテレビ施設指定管理者募集要項等に関する質問票（募集要項様式第3号）」により質問書を作成し、次のとおり提出すること。

① 受付期間：令和8年10月9日（金）～令和8年10月16日（金）午後5時まで

② 提出場所：問い合わせ先に同じ

- ③ 提出方法：質問票は E-mail で提出すること。また、質問票提出後に事務局へ着信の確認を行うこと。

ウ 参加申込に関する質問の回答

回答期限までに国東市ホームページにて回答を随時掲載する。ただし、参加資格関係の質問については、各質問者に対して個別に回答を行うものとする。

回答期限：令和 8 年 1 0 月 2 0 日（火）

(5) 参加資格審査及び結果通知

参加申込書（指定申請書）の提出書類に基づき参加資格審査を行い、審査結果については、審査後に各申請事業者へ「参加資格審査結果通知書（募集要項様式第 5 号）」により通知する。

(6) 事業計画書等の提出手続き

ア 事業計画書等の提出

資格審査結果通知後に、施設管理に関する事業計画書（募集要項様式第 6 号）及び収支計画書（募集要項様式第 6 号の 2）を、提出期限までに事務局へ持参または郵送により提出すること。

- ① 提出期限：令和 8 年 1 1 月 6 日（金）正午まで

- ② 事業計画書：下記のとおり

(i) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書（募集要項様式第 6 号）

(ii) 国東市ケーブルテレビ施設の管理運営に関する収支計画書（募集要項様式第 6 号の 2）

- ③ 提出部数：上記提出書類（i）～（ii）を一式として正本 1 部に代表印を押印し、副本 6 部（複写可能）の計 7 部を提出すること。

イ 事業計画書等に関する質問書の受付

事業計画及び仕様書に関する質問がある場合は、「国東市ケーブルテレビ施設指定管理者募集要項等に関する質問票（募集要項様式第 3 号）」により質問書を作成し、次のとおり提出すること。

- ① 受付期間：令和 8 年 1 0 月 2 6 日（月）～1 0 月 3 0 日（金）午後 5 時まで

- ② 提出場所：問い合わせ先に同じ

- ③ 提出方法：質問票は E-mail で提出すること。また、質問票提出後に事務局へ着信の確認を行うこと。

ウ 事業計画書等に関する質問の回答

回答期限までに国東市ホームページにて回答を随時掲載する。

(7) 申請にあたっての留意事項

(i) 1 応募につき 1 申請とし、複数の申請をした場合は失格とする。

(ii) 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合は、申請がなかったものとして取り扱うこととする。

(iii) 申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合若しくは、指定管理候補者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となることがある。

(iv) 団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式第 7 号）を提出すること。

提出場所：問い合わせ先に同じ

- (v) 提出された書類の内容を変更することはできないものとする。(軽微な修正等は除く)
- (vi) 申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とする。
- (vii) 事業計画等の著作権は、申請者に帰属するものとする。ただし、市は指定管理候補者の決定の公表等必要のない場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとする。
なお、申請書類は理由の如何にかかわらず返却はしないものとする。
- (viii) 提出された書類、選定経過、審査結果等については、国東市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果を公表するものとする（非公開情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害する恐れがある情報等を除く）。
- (ix) 申請に関して必要となる費用は申請者の負担とする。
- (x) 本事業の提案応募のために説明会・現地見学等定められた機会を除き、市から便宜を図ることはできないものとする。応募者は、市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行うこと。
- (xi) 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできないものとする。

10 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

選定については、公平かつ適正に行うため、国東市ケーブルテレビ施設指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が次の審査基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定し、この結果により最終的に市で指定管理候補者を決定するものとする。

(2) 審査基準

指定手続条例第4条第1項各号のいずれにも該当するもののうちから次の審査項目について審査を行う。

- (i) 利用者の平等な利用の確保（20）
- (ii) 施設の効用の最大限の発揮（30）
- (iii) 経費の削減（15）
- (iv) 管理を安定して行う人的・財政的基礎（25）
- (v) その他必要な事項（10）

(3) 審査

- ア 審査については、提出書類の審査の他、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査を行うこととする。
- イ 審査の日時、場所等については、後日該当する申請者に対して書面で通知する。
- ウ プレゼンテーション審査及びヒアリング審査の出席者は2名以内とし、事業計画の中の組織体制表に基づくマネージャー（統括担当者）については、必ず出席すること。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあっては構成員）に限ることとする。プレゼンテーションの時間は30分以内とし、その後選定委員会からのヒアリングの時間を設けることとする。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査後、選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい指定管理候補者を選定するものとする。選定の結果は、申請者全員に書面で通知するとともに公表する。

1 1 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、国東市議会の議決を経たのちとする。

なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、指定手続き条例施行規則第3条の規定に基づいて告示を行う。

(2) 協定の締結

国東市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議のうえ協定を締結するものとする。

(3) 留意事項

①指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがある。

②指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

ア 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。

イ 資金事情の悪化により、事業の履行に支障があると認められるとき。

ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1 2 事業実施状況の監視等

(1) モニタリング

市は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行うこととする。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、市は改善措置を講じる等の指導を行うこととする。

さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあるものとする。

①定期モニタリング

毎月、業務報告書を提出し、市は当該報告に基づき状況確認を行うこととする。

②随時モニタリング

必要に応じ、随時状況確認等を行うこととする。

(2) 利用者アンケートの実施

施設利用者の利便性の向上の観点から、アンケート等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、市に報告するものとする。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出しなければならない。

13 その他

(1) 指定管理者の責任履行に関する事項

- ①指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに市に報告しなければならない。
- ②指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければならない。
- ③前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとする。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

①指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとする。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

②当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議するものとする。

一定期間内に協議が整わないときは、それぞれ事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとする。

③指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、他の（選定時に決めていた場合は、「第2順位、第3順位の」）法人と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあるものとする。

④その他

前記に規定するもののほか、事業継続が困難となった場合の措置については、協定で定めるものとする。

(3) 協定書の記載事項に疑義が生じた場合等の措置

協定書の記載事項に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとする。

(4) リスク分担に対する方針

協定書の締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、次のとおりとする。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて方針を示したものである。

項 目	負 担 者		備 考
	市	指定管理者	
管理業務		◎	
施設・設備・備品等の更新	◎		管理者で更新計画等を作成し、市と協議する。
施設・設備・備品等の修繕	○ (大規模なもの)	○ (軽微なもの)	年間 1,000 千円までは指定管理者で実施。
施設等の使用許可 (付帯事務を含む)		◎	
災害時対応	○ (指示等)	◎ (待機体制の確保、被害調査、報告、応急措置)	
事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任	◎	○ (指定管理者の責に帰する場合)	
災害復旧（復旧工事）	◎		
包括的管理		◎	
施設に対する各種保険の加入	○	○	事案による
火災保険の加入	◎		
一般的な税制変更		◎	

(◎：原則として対応責任がある ○：一部責任を負う場合がある)

※疑義のある場合や、定めのない事項については、指定管理者と市が協議の上定めることとする。

1 4 添付資料・様式

- (1) 指定管理者指定申請書（指定手続条例施行規則様式第 1 号）
- (2) 誓約書（募集要項様式第 1 号）
- (3) 申立書（募集要項様式第 2 号）
- (4) 国東市ケーブルテレビ施設指定管理者募集要項等に関する質問票（募集要項様式第 3 号）
- (5) 国東市ケーブルテレビ施設指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書
(募集要項様式第 4 号)
- (6) 指定を受けようとする公の施設の管理に関する事業計画書（募集要項様式第 6 号）
- (7) 国東市ケーブルテレビ施設の管理運営に関する収支計画書（募集要項様式第 6 号の 2）
- (8) 応募辞退届（様式第 7 号）
- (9) 国東市ケーブルテレビ施設指定管理仕様書（別添）
- (10) 国東市ケーブルテレビ施設の事業実績に関する資料（参考）
- (11) 指定管理候補者選定評価基準（参考）

1 5 お問い合わせ

〒873-0503

国東市国東町鶴川149番地 国東市役所政策企画課広報・DX推進係

TEL : 0978 - 72 - 5008 / FAX : 0978 - 72 - 5022

E-mail : catv@city.kunisaki.lg.jp

別表 ケーブルテレビ施設の概要

名 称	位 置	施設の概要
国東市 ケーブルテレビ センター	国東町鶴川 149 番地 (国東市役所内 3 階)	①開設年月日：平成 2 1 年 4 月 1 日 移設年月日：令和 4 年 3 月 3 1 日 ②国東市役所 3 階の 1 部分のみ ③構造：鉄筋コンクリート 4 階建 ④施設等の内容 ・ 地上波放送光送受信機 ・ FTTH 区域への光送受信機 ・ 国東エリアへの送受信機 ・ 国見、向田、武蔵サブセンター送受信機 ・ 自主放送送出装置 ・ UHF、BS、FM 受信アンテナ施設 ・ 編集室（編集機 4 台、番組編成装置等） ・ スタジオ(副調整設備等) ・ ヘッドエンド室 ・ 自家発電装置、UPS 装置、空調設備
安岐 サブセンター	安岐町中園 100 番地 (安岐総合支所内 2 階)	①開設年月日：平成 1 8 年 4 月 1 日 ②安岐総合支所 2 階の 1 部屋のみ ③構造：鉄筋コンクリート 2 階建 ④施設等の内容 ・ 安岐町全域への送受信装置 ・ 自主放送送出装置 ・ 自家発電装置、UPS 装置、空調設備
国見 サブセンター	国見町伊美 2300 番地 1 (国見総合支所内 2 階)	①開設年月日：平成 2 2 年 4 月 1 日 ②国見総合支所 2 階 ③構造：鉄骨造り 2 階建 ④施設等の内容 ・ 国見センターエリアへの送受信装置一式 ・ 自家発電装置、UPS 装置、空調設備

向田 サブセンター	国見町向田 248 番地	①開設年月日：平成 22 年 4 月 1 日 移設年月日：令和 4 年 3 月 31 日 ②専用シェルター ③構造：その他 1 階建 ④施設等の内容 ・向田センターエリアへの送受信装置一式 ・自家発電装置、UPS 装置、空調設備
武蔵 サブセンター	武蔵町古市 1086 番地 1 (武蔵総合支所敷地内)	①開設年月日：平成 22 年 4 月 1 日 移設年月日：令和 4 年 3 月 31 日 ②専用シェルター ③構造：その他 1 階建 ④施設等の内容 ・武蔵町全域への送受信装置一式 ・自家発電装置、UPS 装置、空調設備
伝送路	安岐エリア	光ケーブル 242,855m
	国東(都市計画用途区域) エリア	光ケーブル 20,620m
	国見、向田、国東、武蔵 エリア	光ケーブル 491,018m
	向陽台エリア	光ケーブル 4,599m